191203時点

71203007		T				取糸	且の特色							(参考)	
施策目標	項目	取組の方 向性		取組み項目	方針	子とはない。 ・ はなとする なのる目指れ を取れ を取れ を取れ がなめる を取れ を取れ を取れ を取れ を取れ を取れ を取れ を取れ	主っる目組特と対してに行動しる目組まれている。	対 (京)	4人花	.	担当課		5務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
施策目標 1 子ど と もの権利 も を 尊重し ます	もの権	の権利に	1 -	子どもの権利の広報・啓発	継続	•	•		第3次(現行) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を尊重するまちづく りを実現するため、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・ 啓発活動を推進します。	第4次 子どもの権利を尊重し、かつ子ともの最善の利益を考慮したまちづくりを実現するため、リーフレットの作成や講座の開催など、広報・啓発活動を推進します。また、子ども自ら「こどもの権利」を学習する機会に関する活動を推進します。	子育て推進課	第3次(現行) ・夢育で・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)	第4次 ・夢育て・たちかわ子ども21ブランの推進 (事業実施関連)	子ども向けの子どもの権利学習の推進:学校教育・社会教育の両方で実施する。中高生世代が小学生世代向けの講座を実施する。虐待について学ぶ機会を設ける。	継続
		-	39	(再掲)学校における人権教育の実施	継続				人権教育研究校などを設置し、子どもの権利を踏まえた、学校に おける人権教育の取組を進めます。	人権教育研究校などを設置し、子どもの権利を踏まえた、学校に おける人権教育の取組を進めます。	指導課	・人権教育の推進	・人権教育の推進		継続
		②子ども 自身から の相談に	48	(再掲)学校における相談体制の確保	継続			•	ハートフルフレンドやスクールカウンセラー制度を活用し、学校に おいて、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。	学校支援員やスクールカウンセラー制度を活用し、の活用や学校支援員の活用により学校において、子どもたちが相談しやすい環境を解し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を		・教育事業事務(教育支援事業)・ハートフルフレンド	教育事業事務(スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーへの申告 を子どもや保護者から連絡を取れるよ うにする	継続
		対応できしる体制の整備	49	(再掲)子ども自身も利用しやすく、必要な支援につながる教育相談の実施	主管課題整済み 継続			•	教育相談を充実し、子ども自身からの相談にも応じやすくします。	図ります。 保護者だけでなく子ども自身が教育相談を利用しやすい よう、児童・生徒等への周知を図るとともに、子育て・ 福祉などの関係課・機関との連携を進め、必要な支援に つながる教育相談を実施します。	¥ 主管課調整済。 *	ē.	-教育相談		継続
		-	2 -	子どもの人権SOSミニレターの配布	継続				「子どもの人権SOSミニレター」を子どもたちに配布することにより、人権擁護委員を知らせ、子ども自身の相談につなげます。	「子どもの人権SOSミニレター」を子どもたちに配布することにより、人権擁護委員を知らせ、子ども自身の相談につなげます。	生活安全課	•人権擁護委員事務局	・人権擁護委員事務局		継続
			3 -	子ども向けの消費生活相談の実現	継続				消費生活相談を拡充して、子ども自身からの相談にも応じやすく します。	トラブルに巻き込まれた子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、消費者問題への意識啓発を進めます。	生活安全課	•消費生活講座事業	·消費生活講座相談事業(啓発事業)		継続
		-	4	チャイルドラインなどの支援	継続	•			チャイルドラインなど、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える 市民団体の取組を支援します。	チャイルドラインなど、子どもたちの声を受け止め、一緒に考える 市民団体の取組を支援します。	子育て推進課	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)		継続
				子どもからの権利保護・救済に関する相 談窓口の設置	継続			•	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。	子どもの権利保護・救済に関する相談窓口を設け、子ども自身からの相談にも応じやすくするとともに、関係機関が連携して、子どもに配慮した救済手段の提供に努めます。	子ども家庭支 援センター	・子ども家庭総合相談事業	・子ども家庭総合相談事業	オンブズパーソンの設置	調整中
	:	③児童虐 待等の人 権侵害の 権防と早 期対応	6	児童虐待の未然防止・早期発見	充実		•	•	どの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域 において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。ま	幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関な		・子ども家庭総合相談事業	・子ども家庭総合相談事業		充実
			7 :	オレンジリボンダイヤルの周知	No.6と統合				児童虐待に関する相談や通告を受け付けるオレンジリボンダイヤルを周知し、寄せられた情報をもとに、迅速に子どもの安全を確保します。また、児童虐待防止マニュアル等を市民に周知し、その活用を呼びかけます。			・子ども家庭総合相談事業			
			47	(再掲)いじめの防止と早期発見・早期 対応	継続				対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。ま	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。		教育事業事務(教育支援事業)・ハートフルフレンド・教育相談	·教育事業事務 ·教育相談		継続
		④子ども の意見表 明と参加 の機会の		子ども委員会の設置	No.10と統合	•			子ども委員会を組織し、自分の意見や思いを、おとなや同世代に 発信する機会をつくります。			・子ども委員会運営			
		創出	9	中学生の主張大会の開催	継続	•	•		市内の中学生が、日常生活の中において考えていることや経験 したことを広く社会に訴えることにより、子どもたちの自立心や社 会性を育むとともに、中学生の意識に対するおとなの理解と関心 を高めることをねらいとして、「中学生の主張大会」を開催します。		子ども育成課	•青少年健全育成事業	·青少年健全育成事業		継続
			10	子どもが市政等に関する意見を表明する 機会の提供	継続	•			子どもが市政等について意見を表明する場として、中学生・高校 生向けのタウンミーティングや子ども議会などの開催を検討しま す。また、市ホームページ等により、市政等について、子どもにも わかりやすく伝わるように努めます。	象のタウンミーティングや子ども委員会などを実施します。また、 市ホームページ等により、市政等について、子どもにもわかりや すく伝わるように努め、子どもに関する施策や世代間で合意形成	整課、広報	・タウンミーティング開催事務 ・ホームページ運営事業 ・子ども委員会運営 ・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)	・タウンミーティング開催事務・ホームページ運営事業・子ども委員会運営	連合: 図書館コメント No.8と執合 実際、施設運営等で子どもの意見を 反映させる仕組みづくりをしていない	継続
			11	計画や施設運営に関する子どもの意見の 反映	No.10と No.16へ統合	•			子どもに関する施策や環境問題、自転車対策、公園整備など、 世代間で合意形成が必要な分野においては、子どもの意見が反映されるよう、検討組織等への子どもの参画を検討する。また、 図書館や地域学習館、公園などの公共施設の運営等に関する 検討においても、子どもの意見の反映に努める。		公園緑地課、 環境対策課、 生涯学習推進 センター、図	·自転車等対策(自転車等駐車対策協議会) ·環境啓発事業 ·公園整備事業 ·地域学習館維持管理 ·図書館事業管理運営		<i>t-w</i>	継続
				公共の課題に子どもとおとなが一緒に取 り組む機会の設定	継続	•	•			学校や地域と連携し、ごみの減量と分別・3R(1)、美化清掃、環境保全などについて、子どもとおとなが一緒に考え、検討・行動する機会を設定します。		・環境啓発事業 ・ごみ減量の推進	・環境啓発事業 ・ごみ減量の推進	子どもと共に「なにが貧困であると思 うか」といった社会的課題の話し合い を実施する	継続
			13	子どもの意見を反映した児童館の運営	継続	•			児童館の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。	児童館の利用について、子どもたちの視点や意見を取り入れるとともに、子どもたちが達成感を味わい、チャレンジする気持ちを高めるため、子ども自身が行事を企画・運営する機会を提供します。	子ども育成課	児童館民間運営事業	•児童館民間運営事業	児童館にチャレンジ貸付事業や各種奨 学金、こども食堂などのコーナーをつ くる	継続
						→(連合)事 入れる → 子育て推	地域福祉推進事業の主旨があっ	ているという理	理解で						

ページ 1

項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子どもが 主体と なってこと めること	市はなめをとれてこれ	特と協進とすり、おいます。	貧困(示 し方は別 途検討) に関連す	取組	内容	担当課	関連事	務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担に事の
				取組	指す取組		る取組	第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
(1)地 域におけ る子ども の居場所	て集える地域の游	14 子どもの遊びを応援する市民活動の支援	継続	•	福祉総務課地 →(連合)事業 入れる →子育て推進	域福祉推進事業 の主旨があって	いるという理解	ーパークなど、子どもの自由な遊びや「やってみたい」を応援 地域の活動を支援します。	プレーパークなど、子どもの自由な遊びや「やってみたい」を応援	子育て推進 課、子ども育 成課	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連) ・放課後居場所づくり事業	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連) ・放課後居場所づくり事業	・子どもの権利の視点から、居場所にかかわる支援者への研修を行う ・支援が必要な子どもがいた場合にど こへつなげばいいのかを助言する機関	ど 継糸
づくり	り 場所づく り	15 中学生・高校生の居場所づくり	継続	•	業をけす。			館などの既存施設を活用し、中学生・高校生の意見も聞きな	児童館などの既存施設を活用し、中学生・高校生の意見も聞きながら、気軽に集える居場所づくりを進めるとともに、自発的な活動を支援します。	子ども育成課	児童館民間運営事業	児童館民間運営事業	をつくる(オンブズ?) ・	
	-	16 放課後子ども教室や地域における居場所 づくりの展開	充実	•	を期基本計画と 合性により充実 計画との整合		•		地域のおとなの参画を得て、学校等を利用して行う放課後子ども 教室やなど、放課後や週末に子どもたちと行う学習、スポーツ・文 化、地域交流活動を支援します。また、夏休み等長期休業期間 の居場所確保に努めます。	課、福祉総務	放課後居場所づくり事業	・放課後居場所づくり事業 ・地域福祉推進事業 ・地域学習館維持管理	70-4 (, 700-ым	継
		105 (再掲) 新・放課後子ども総合プランの推進	充実					すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の 余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するととも に、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携又は一体 的な取組を視野に入れ、計画的に整備します。		子ども育成課	・学童保育所管理運営・児童館民間運営事業・放課後居場所づくり事業	・学童保育所管理運営・児童館民間運営事業・放課後居場所づくり事業		継
		17 児童館と地域との連携	継続			•		児童館において、地域の子どもに関わる団体等と連携・協力し、 地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加 等、子どもの育成活動を展開します。	児童館において、地域の子どもに関わる団体等と連携・協力し、 地域の青少年健全育成活動や子ども会、地域まつりへの参加 等、子どもの育成活動を展開します。	子ども育成課	•児童館民間運営事業	•児童館民間運営事業		継
	②多様な 体験の機 動の機 の 割出	18 文化やスポーツの体験機会の提供	継続	子育で推進続	進課			子どもを対象とした講座やスポーツ教室、文化推進事業、ワーク ショップなどを開催し、自然や科学、歴史、文化・芸術、スポーツ を体験する機会を拡充します。	ショップなどを開催し、目然イプコメントあり を体験する機会を提供します子育で推進課	地域文化課、 スポーツ振興 課、生涯学習 推進センター	・文化行政の推進事務 ・立川市地域文化振興財団事業 ・子ども未来センター管理運営事務 ・市民会館管理運営事務 ・市民会館管理運営事務 ・スポーツ普及奨励活動事業 ・各種スポーツ関連教室の開催 ・子ども対象事業 ・歴史・民俗普及活動事業	・文化行政の推進事務 ・立川市地域文化振興財団事業 ・子ども未来センター管理運営事務 ・市民会館管理運営事務 ・市民会館管理運営事務 ・スポーツ普及奨励活動事業 ・各種スポーツ関連教室の開催 ・子ども対象事業 ・歴史・民俗普及活動事業		継
	_	19 環境学習の拡充	継続	子育て推維統	進罪			環境問題について、五感を使い、意識と知識を深める機会を広 げます。	げます。		・環境啓発事業(啓発事業) ・子ども対象事業	・環境学習支援事業 ・子ども対象事業		組
	-	20 地域における文化・芸術活動の推進	継続	•	•			ファーレ倶楽部などのボランティア団体の文化活動を支援するこ	生涯学習市民リーダーなどの地域の人材を活用するとともに、 ファーレ倶楽部などのボランティア団体の文化活動を支援することにより、子どもが自然や文化・芸術に触れる機会を広げます。	生涯学習推進	子どもの発達に対応した 子どもの成長に応じたへ変更	・立川市地域文化振興財団事業・生涯学習市民リーダー登録制度事務		継
		21 地域におけるスポーツ活動の推進	継続	•	•				市民体育大会や地区別運動会などを通じて、身近にスポーツ体 験の機会をつくるとともに、地区体育会などにおいて、子どもを対 象としたスポーツ活動を実施します。		ご確認下さい。	・協議会等の開催(派遣事業)		組
少年の育 成・支援		22 <mark>思春期保健対策や相談体制の充実</mark> 思春期の保健体育の推進	充実						自分の身体や健康に関心を持ち、自らを大切にする意識を育む とともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐため、子どもの成長に 応じた性に対する正しい理解を含む保健教育を進めます。また、 人権教育において、思春期・青年期における交際相手からの暴 力の防止を啓発します。		・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平 等フォーラムほか) ・教育研究事務	- 男女平等参画推進事業(たちかわ男女平 等フォーラムほか) ・教育研究事務	・成長に応じた性教育 ・健康教育を保健教育にしてほしい	維
	_	23 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する啓発	継続			•				子ども育成	・保健衛生関連負担金・補助金 ・青少年健全育成推進事業 ・教育研究事務 ・子ども対象事業	・保健衞生関連負担金・補助金 ・青少年健全育成推進事業 ・教育事業事務 ・子ども対象事業		維
	-	41 (再掲) 情報教育の推進	継続	健康推進	課 継続で			著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディ	ICT機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。		・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業)・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業)・教育研究事務		()内の文言を確認する。指導課は他で消している?	組
		48 (再掲) 学校における相談体制の確保	継続				•	おいて、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。	学校支援員やスクールカウンセラー制度を活用し、の活用や学校支援員の活用により学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。		・教育事業事務(教育支援事業)・ハートフルフレンド	・教育事業事務(スクールソーシャルワーカー活用事業)		総
	②成長に応じた食育の推進	24 乳幼児期からの食育と家庭に向けた啓発	継続					育を推進します。また、保育園等においては、栄養計画を毎年策	バパママ学級や <mark>導乳食教室、乳幼児健康診査などを通じ、乳幼</mark> 児期からの食育を推進します。また、保育園等においては、栄養 計画を毎年策定し、食に関する体験機会を提供するとともに、家 庭に向けたおたより等により、食の重要性を啓発します。	保育課、健康推進課	·公立保育所連営(保育所連営) ·母子保健指導事業	- 公立保育所運営(保育所運営) - 母子保健指導事業 ・ババママ学級事業 ・難乳食準備教室 ・乳児・産婦健康診査事業 ・1歳6か月児健康診査事業 ・3歳児健康診査事業		組
		40 (再掲) 小・中学校における食教育事業 の推進	充実					子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、 小・中学校の給食を通じた「食教育事業」を推進します。	給食を通じた「食教育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・中学校での実施を目指します。		·食教育支援指導事業	•食教育支援指導事業	子ども自身が簡単な自炊ができるよう に子ども参加型で食育を行う	う 弁
		25 保育園や学校における食物アレルギーへの対応	継続					して過ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、 栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等	食物アレルギーのある子どもが、保育園等や学校において安心して通ごせるよう、医師の診断のもと、保護者と保育士や教員、栄養士、調理担当者等が十分連携して対応します。また、教員等を対象としたアレルギー対応研修などを進めます。	課、指導課、		- 公立保育所運営(保育所運営) - 施設型給付事務 - 学校給食における食物アレルギー対応		継
		26 地域における食育の推進	レン 継続	子育て推維をで	進課	•		携して、食事づくりなどの体験型事業を実施するとともに、農作物		産業観光課、	消費生活講座事業・終育・食育推進事業・地域市民との交流畑事業・子ども対象事業	・消費生活講座相談事業(啓発事業) ・終育・食育推進事業 ・地域市民との交流畑事業 ・子ども対象事業	子ども自身が簡単な自炊ができるよう に子ども参加型で食育を行う	う 組

					取組の特色							(参考)	T
施策目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子どもと 主体とこの を 目 相	特に行働 を取れ では と すい できない かいまい はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょ はんしょ はんしょ はんしん はんしん はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんし	民がてこ指し金にるり、京別のでは、京りのではいいでは、京りのではいは、京りのでは、京りのではいいでは、京りのではいは、京りのではのではいはいはのではいはいはいはいはのではいはいはのではいはのではいはいはいはい	取組	内容	担当課	関連	≅務事業 ■	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
	③将来に 備えた社 会性や自	27 乳幼児と触れ合う機会の充実	継続		•		第3次(現行) 生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育 園等における育児体験学習を充実します。	第4次 生命の大切さや子育ての楽しさを体感するため、幼稚園や保育 園等における育児体験学習を充実します。	指導課、保育課	第3次(現行) ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業) ・公立保育所運営(保育所運営)	第4次 -教育事業事務 -公立保育所運営(保育所運営) -施設型給付事務		継続
	立心の育成	28 職業体験の機会の拡大	継続	•	•		将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、エ 場見学や職場体験・職業体験の機会を増やします。	将来に向けた職業観を養うため、地域の事業者の協力により、 職場体験・職業体験の機会を増やします。	課 指道課	・地域ものづくり力発見事業・教育事業事務(特色ある学校づくり事業)・子ども対象事業	・夢育て・たちかわ子ども21プラン推進(事 業実施関連) ・教育事業事務 ・子ども対象事業	不登校の児童生徒に対する職場体験機 会の拡大	継続
		29 ボランティア体験の機会の拡大	継続	•	•			福祉施設などにおいて、年齢に応じたボランティア体験の機会を 広げます。また、市施設等においては、子どもボランティアを積極 的に受け入れます。	推進課、子育て推進課、子		- 地域学校連携事業(指導課) - 地域ポランティア等活用(協働推進課) - 子育てひろば事業 - 児童館民間運営事業 - 公立保育所運営(保育所運営) - 施設型給付事務	不登校の児童生徒に対するボランティ ア機会の拡大	継続
		30 地域における青少年健全育成活動の推進	継続		•			青少年健全育成地区委員会などの地域団体や学校との連携を 通じて、地域全体により、青少年の健全育成に取り組むことができるように支援します。また、子どもや子育て家庭を見守る民生 委員・児童委員の活動を支援します。		・青少年問題協議会運営・青少年健全育成推進事業・民生委員等関連事業	·青少年問題協議会運営 ·青少年健全育成推進事業 ·民生委員等関連事業		継続
		31 子ども会活動の振興	継続	かわる事業とし	は密接にかりますの よびありますの とては間接的でいませる方向で		を健全に育成するため、子ども会等を支援します。また、子ども	体験活動や社会奉仕活動、異年齢交流などを通じて、子どもたちを健全に育成するため、子ども会等を支援します。また、子ども会連合会と連携して、指導者や育成者の発掘・養成、子ども会活動のPR、新規会員の加入促進に取り組みます。		・子ども育成活動事業	・子ども育成活動事業		継続
		32 青少年の非行や犯罪の防止	継続		•	•	# 非行や犯罪の防止を推進する更生福祉協力員の活動を支援します。また、学校教育と社会教育の連携による非行防止や更正への理解を啓発する活動、社会を明るくする運動を支援します。		福祉総務課	・更生福祉協力員事務・社会を明るくする運動	・更生福祉協力員事務 ・社会を明るくする運動		継続
	④がてこきづ を必要とるく ができが環り	33 交通安全対策の実施	継続		•		や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色	学校やPTA、警察等が連携し、自転車安全運転免許証交付事業 や交通安全教室を実施するとともに、交通安全啓発教材や黄色 い帽子などを配付する。また、通学路の安全を確保するため、 全点検の実施や歩道の拡幅、交通安全施設の設置に取り組む。	道路課、学務	- 交通安全対策支援(交通安全啓発活動) ・細街路拡幅整備事業 ・交通安全施設管理運営 保育課は各2庫防犯プザーは学務指導課ですの で確認が必要。何の事務等条か確認が必要。	- 交通安全対策支援(交通安全啓発活動) ・細街路拡幅整備事業 ・交通安全施設管理営 - 交通安全施設設置 - 子どもの安全安心事務		継続
		34 地域における防犯活動の推進	継続		•		犯罪被害等から子どもを守るため、地域の防犯意識の高揚向上を図るほか、地域の市民によるパトロール活動や子ども110番事業、あいさつ運動を支援します。また、青少年問題協議会や青少年補導運絡会などにおいて、関係機関・団体との情報交換や連携を進めます。	防犯ブザーの貸与や見守りメールの配信などに取り組みます。 地域の防犯意識の高揚を図るほか、地域の市民によるパトロー	生活安全課、 子ども育成 課、保育課、 指導課学務課	・ ・地域の安全・安心推進事業 ・青少年健全育成推進事業 ・青少年問題協議会連営	- 地域の安全・安心推進事業 - 青少年健全育成推進事業 - 青少年問題協議会運営 - 施設型給付事務 - 公立保育所運営(保育所運営) - 子どもの安全安心事務		継続
		35 不審者対策の強化	No.34へ統合				セーフティ教室や防犯訓練など、安全教育に努めるとともに、防犯ブザーの貸与や見守りメールの配信、青色防犯パトロールなどに取り組みます。また、小・中学校や保育園など、子どもが利用する施設の防犯設備を整備し、緊急時に備えます。			 ・地域の安全・安心推進事業 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営) ・小学校維持管理 ・子どもの安全安心事務 		学務課の事業ではなく なった?要確認 :	
		53 (再掲) 安心して学習できる学校の環境づ くり	継続	連合	育て推進課	「目線」の問題だと	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、シックスクール(学校におけるシックハウス症患者)を表してはどうか。 思うため、そのような書きぶりとしてはどうか。 ので、その時に子どもが自ら考え行動できるような取組にしていく。	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、シックスクール(学校におけるシックハウエ使体群)対策として、化学物質調査を定期的に実施するとともに、バリアフリーや施設改修や備品購入の際には、材質等環境に配慮します。 また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取組めるように、修繕やバリアフリー化等の環境整備を進めます。	学務課	整備事業)	・小学校施設改修事業 ・保全計画に基づく小学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校施設改修 ・保全計画に基づく中学校施設改修事業 2、小学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業) 2、中学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業)		継続
		36 災害時の安全確保	充実	•	•		家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における 防災教育を実施するとともに、立川防災館等を活用した体験訓練 の機会を確保します。	家庭・学校・地域が連携して、計画的・体系的に、学校等における 防災教育を実施するとともに、立川防災館等を活用した体験訓練 の機会を確保します。また、災害時には自ら身を守れるよう様、 啓発や訓練を進めます。	て推進課、子	防災訓練推進事業(地域防災訓練の推進		・ 子ども主体の防災への取り組み: 防災 キャンプ、机上避難訓練など子どもが 企画から参加する防災への取り組みを 行う。	(

					取組の特色		I.			<u> </u>	(参考)	
目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子主なめを取がしませる。	市民が主った協働した検理となめる目 権となめる目指す取組 を変数の目指す取組	取組	内容	担当課	関連事	7 務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当 方 (事事の判
						第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
目標 (1) "生きるう とりむた で支 推進	の意欲を 大切にし	37 確かな学力の定着	継続			ど、習熟度や教科の特性に応じた指導を行います。また、教員研	少人数指導やチームティーチングの実施により、習熟度や教科 の特性に応じた指導を行うとともに学習支援員の配置による補習 授業を実施します。また、教員研修や教育研究の充実により、教 員の指導力・資質の向上を目指します。	指導課	・学力向上事務(少人数指導臨時指導員)・教育事業事務(科学教育センター事業)・教育研究事務	· 学力向上事務 · 教育研究事務		継続
ます		38 多様な教育活動の推進	充実			関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、	東京都、市の研究校の指定制度などを活用し、知・徳・体に関する指導の充実や特色ある教育活動に取り組みます。また、地域の実情を踏まえ、国際理解教育や環境教育、歴史を踏まえた郷土学習やキャリア教区育を関連付けた立川市民科等を推進します。	指導課	教育事業事務(特色ある学校づくり事業)学力向上事務(外国語指導助手)	·教育研究事務 ·地域学校連携事業		充実
		39 学校における人権教育の実施	継続			人権教育研究校などを設置し、子どもの権利を踏まえた、学校に おける人権教育の取組を進めます。	人権尊重教育推進校における実践や研究の成果を市内に広めるとともに、子どもの権利を踏まえた、学校における人権教育の 取組を進めます。	指導課	人権教育の推進	•教育研究事務		継続
		40 小・中学校における食教育事業の推進	充実			子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、 小・中学校の給食を通じた「食教育事業」を推進します。	子どもたちが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付けるよう、 総食を適じた「食敷育事業」の内容の充実を図るとともに、全小・ 中学校での実施を目指します。	学校給食課	食教育支援指導事業	食教育支援指導事業		充実
		41 情報教育の推進 連合:	継続			ICT機器を活用した教育を推進するとともに、個人情報の保護や著作権の尊重、危険回避の方法など、情報モラル教育やメディア・リテラシー教育(情報を適切に選択し活用する能力の育成)を推進します。		学務課、指導課	・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ 整備事業) ・教育研究事務			継続
		(他施策との整合性から) 「一芸術活動の支援・推進 /充実」といった表記の方 が良いのではないか。 42 読書活動の推進	継続				学校図書館と地域の図書館が連携して、子どもたちの読書活動を推進するとともに、調べ学習や知的好奇心を満たす活動を支援します。	学務課、指導課、図書館	営事務)	営事務) ・中学校普通教育振興(学校図書館管理運 営事務)		継続
		43 学校における文化・芸術活動の推進	見直し・改善	/継続→充実		することにより、豊かな感性や情操を育みます。また、地域の自然や文化について学ぶ機会を設け、郷土への愛着を育み理解を 促します。			・諸行事運営 ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業)	·諸行事運営		継続
	②適切な 教育支援 と計画的 な教育環	44 特別支援教育における相談の充実	充実				丁寧で分かりやすい就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実を図ります。	^{教育支援課}	・特別支援教育の推進・就学相談・教育相談	- 教育相談 - 特別支援教育の推進 - 就学相談	「合理的配慮」の理解・啓発	継続
	境の整備	45 学校における特別支援教育の体制の充実 と取組への支援	充実			特別支援学級の整備や特別支援教育コーディネーター・校内委員会の充実、特別支援教育支援員の活用、個別の教育支援計画・指導計画の作成、特別支援教育支援学校との連携など、特別支援教育を行うための校内の体制づくりを進めます。	特別支援教育コーディネーターや校内委員会の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導・支援の実践、個別の教育支援計画・指導計画の作成と活用、特別支援学校との連携などを推進し、特別支援教育を行うための校内の体制の充実を図るとともに、特別支援学級等の整備や教員研修の充実などにより、学校における取組を支援します。		特別支援教育の推進・小学校特別支援教育振興・中学校特別支援教育振興	・特別支援教育の推進・小学校特別支援教育振興・中学校特別支援教育振興		充身
		46 特別支援教育の理解啓発	充実			特別支援学級との交流や共同学習に取り組むとともに、特別支援学校在籍者の副籍制度に対する理解を促し、交流教育を進めます。また、児童・生徒や保護者、地域の関係機関、市民等の間に、特別支援教育に対する理解を広げる取組も進めます。		教育支援課	•特別支援教育の推進 •小学校特別支援教育振興 •中学校特別支援教育振興	・特別支援教育の推進 ・小学校特別支援教育振興 ・中学校特別支援教育振興		充乳
		118 (再掲) 就学前から就学後までの情報共 有のしくみづくり	継続			等の活用を進め、特別な支援が必要な児童について、保育園・	就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録 等の活用を進め、配慮や支援が必要な児童について、幼稚園 保育園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、個別 の教育支援計画の作成を推進し、小学校から中学校への円滑な 引継ぎを進めます。	保育課	特別支援教育の推進・就学相談・私立幼稚園指導監督・施設型給付事務・公立保育所運営(保育所運営)	- 特別支援教育の推進 ・ 就学相談 ・ 私立幼稚園指導監督 ・ 施設型給付事務 ・ 公立保育所運営(保育所運営)		継
		47 いじめの防止と早期発見・早期対応	継続	宇課調整済み		対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。ま	いじめ防止条例に基づき、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発に取り組みます。また、いじめの早期発見・早期対応のために、実態の把握に努めるとともに、連絡・相談体制を整備します。	支援課	・教育事業事務(教育支援事業)・ハートフルフレンド・教育相談	·教育事業事務 ·教育相談		継糸
		48 学校における相談体制の確保	継続		•	ハートフルフレンドやスクールカウンセラー制度を活用し、学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保します。	学校支援員やスクールカウンセラー制度を活用し、の活用や教育支援員の活用により学校において、子どもたちが相談しやすい環境を確保し、スクールソーシャルワーカーなど相談先の周知を図ります。		・教育事業事務(教育支援事業) ・ハートフルフレンド	教育事業事務(スクールソーシャルワーカー活用事業)	相談項目として貧困を含むことを、子 どもが分かる形で広報する。学校にお ける相談や教育相談は、学校だけで抱 えられない場合は福祉事務所など適切	3 継網
		49 子ども自身も利用しやすく、必要な支援 につながる教育相談の実施	継続		•	教育相談を充実し、子ども自身からの相談にも応じやすくします。		教育支	調整済み	教育相談	な機関と連携する。	継
		70 不登校等の児童・生徒への支援体制の強化	継続			教育相談員や適応指導教室、スクールカウンセラー、ハートフルフレンド、スクールソーシャルワーカー、学校・学級特別指導員、家庭と子供の支援員等の協力のもと、学校が、家庭や地域と連携して、児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応します。	適応指導教室、スクールカウンセラー、教育相談員、学校支援 員、スクールソーシャルワーカー、学校・学級特別指導員、家庭と 子供の支援員等の協力のもと、学校が、家庭や地域と連携して、 児童・生徒が抱えるいじめや不登校などの多様な課題に対応し ます。	指導課、教育 支援課	・教育事業事務(教育支援事業、スクール ソーシャルワーカー活用事業ほか) ・ハートフルフレンド ・適応指導教室事業 ・教育相談	·教育事業事務 ·適応指導教室事業 ·教育相談	不登校の児童生徒に対する職場体験機 会の拡大 不登校の児童生徒に対するボランティ ア機会の拡大	
		51 適応指導教室における不登校の児童・生 徒に対する支援	継続			適応指導教室として、小学生の「おおぞら」と中学生の「たまがわ」 を開級します。学校や家庭と連携し、カウンセリングや教科学習、	何らかの理由により学校生活になじめない児童・生徒のために、 適応指導教室として、小学生の「おおぞら」と中学生の「たまがわ」 を実施します。学校や家庭と連携し、カウンセリングや教科学習、 体験活動等を通じて、本人の意思を尊重しながら、学校復帰及び 社会的自立を支援します。		•適応指導教室事業	• 適応指導教室事業		継

					取組の特色							(参考)	
き目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子さなめる目れるとなりを担とすると	市体でに指している目組を取るとすり、	貧困(示し方は別途検討) に関連する取組	· · ·	用内容	担当課	関連事	喜務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
		52 学校施設等の整備	No.53と統合				第3次(現行) 子どもの学びと生活の場であるとともに、災害時には第1次避難 所となる小・中学校について、保全計画に基づく計画的な改修と パリアフリー化等の環境整備を進めます。	第4次		第3次(現行) ・保全計画に基づく小学校施設改修事業 ・保全計画に基づく中学校施設改修事業	\$4 次		
		53 安心して学習できる学校の環境づくり	継続				中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)	児童・生徒に安全なインターネット利用環境を提供するため、小・中学校のコンピュータにフィルタリング(有害サイトアクセス制限)をかけます。また、シックスクール(学校におけるシックハウス症候群)対策として、化学物質調査を定期的に実施するとともに、バリアフリーや施設改修や備品購入の際には、材質等環境に配慮します。 また、子どもたちが安全に学校で過ごし安心して学習に取組めるように、修繕やパリアフリー化等の環境整備を進めます。		 ・小学校施設改修事業 ・小学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校施設改修事業 ・中学校通送基 ・小学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コンピュータ整備事業) 	・小学校施設改修事業 ・小学校施設営繕 ・保全計画に基づく小学校施設改修 事業 ・中学校施設営繕 ・保全計画に基づく中学校施設改修 ・中学校施設営繕 ・保全計画に基づく中学校施設改修 事業 ・小学校普通教育振興(教育用コン ピュータ整備事業) ・中学校普通教育振興(教育用コン ピュータ整備事業)		継続
域との選	也 重 よる学校 5 支援の充 実	54 地域ボランティアの活用	継続		•	•	ら学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域放課後児童ケラブと学校との連携を強化します。	学習推進セン	・地域ボランティア等活用 ・教育事業事務(中学校部活動支援事業、 教育支援事業) ・学校支援ボランティア事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務	・地域ボランティア等活用・学校支援ボランティア事業・生涯学習市民リーダー登録制度事務・地域学校連携事業	放課後児童クラブと学校との連携:学 童と学校とで情報を共有する場をつく ることで虐待対応や貧困対応が可能と なる	
		55 大学と連携した学校支援	継続		•		学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。	学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。	指導課	教育事業事務(教育支援事業)ハートフルフレンド	·教育事業事務 ·学校向上事務		継続
②関かるより容賞	た学校づくり	56 幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の連携	継続	充実コルは充実で。	ミュニティスクー 実事業なので充		稚園・保育園と小学校の子ども同士が交流する機会を設け、就 学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校	幼稚園教諭や保育士、学校教員が教育内容を相互に理解し、幼稚園、保育園と小学校の子ども同士が交流する機会を設け、就学前と小学校の教育の円滑な接続を進めます。また、小・中学校についても、相互の情報交換と交流を通じ、円滑な接続を目指します。	支援課、保育	- 教育研究事務 - 教育事業事務(特色ある学校づくり事業) - 就学相談 - 私立幼稚園指導監督 - 施設型給付事務 - 公立保育所運営(保育所運営)	·教育事業事務 ·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所連営(保育所運営)		継続
		60 児童・生徒の自主的な取組の支援	継続	充実です。			校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の改善や充実を進めます。	校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を 支援し、学校生活の改善や充実を進めます。		・教育事業事務(特色ある学校づくり事業)	-教育事業事務		
	②開かれ た学校づ くり	57 コミュニティ・スクールによる地域参画の学校運営	充実		•		学校の教育目標や計画、地域との連携の進め方などについて、 学校評議員の意見を取り入れ、家庭や地域が参画する特色ある 教育活動を展開します。	地域住民や保護者が参画した学校運営協議会による熟議を重 ね、地域の特色を生かした学校づくりを進め、子どもたちの豊か な成長を支えます。	指導課	教育研究事務(学校評議員)	地域学校連携事業	・学校評議員制度(地域運営学校)への子とも参加を実施する(※法的には可能)・すでに学校運営連絡協議会に変更になっている	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$
		58 学校評価による地域の意向を踏まえた学 校運営	充実	•	•		学校運営の状況について、教職員による自己評価、保護者や児童・生徒、地域の市民等による外部アンケート、学校評議員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。	学校運営の状況について、教職員による自己評価、保護者や児童・生徒、地域の市民等による外部アンケート、学校運営協議会委員による外部評価を実施し、教育活動の改善に反映させます。	指導課	教育研究事務(学校評議員)	地域学校連携事業		継続
①地域(接の充実	こよる学校支 実 へ移動	59 学校の運営状況等に関する積極的な情報 提供	継続					ホームページ等において、学校の教育活動に関する情報を広く 発信するとともに、学校公開や立川教育フォーラムを開催し、学 校の運営等に関する地域の理解と連携を深めます。	指導課	·教育情報紙発行事務 ·教育事業事務(教育支援事業)	·教育事業事務 ·教育研究事務		継続
		60 児童・生徒の自主的な取組の支援	移動				校内や地域の課題の解決に向け、児童会・生徒会活動など、児童・生徒の立場から自発的・自治的に取り組む活動を支援し、学校生活の改善や充実を進めます。			・教育事業事務(特色ある学校づくり事業)			
	③学校施 設の多様 な活用	64 学校施設の多様な活用柔軟な利用の促進 NO. 62と統合	継続				子どもたちや地域の市民によるボランティア活動、生涯学習活動、多世代交流など、多様な活動の拠点として学校施設が利用できるよう、柔軟に対応します。	子どもたちや地域の市民によるボランティア活動、生涯 学習活動、多世代交流など、多様な活動の拠点として学 校施設が利用できるよう、柔軟に対応します。	教育総務課、 学務課、指導 課	-小学校維持管理 -中学校維持管理	-小学校維持管理 -中学校維持管理		継続
		62 学校の地域開放の促進	継続		•		に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。また、学校が有	夜間・休日の校庭・体育館等を地域に開放するほか、学校教育 に支障がない範囲において、地域の行事や催しなど、地域の実 情やニーズに応じた積極的な活用を促進します。また、学校が有 する人材・施設設備・教材等の教育機能を活用して、公開授業や 講座を実施します。	課、教育総務課、指導課	中学校維持管理	・青少年健全育成推進事業 ・小学校維持管理 ・中学校維持管理 ・教育事業事務(特色ある学校づくり事業) ・学校開放事業		継続
		63 学校施設を活用した居場所づくり	継続				余裕教室等の学校施設について、学童保育所や放課後子ども教室など、放課後や休日、長期休業中の子どもたちの安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	余裕教室等の学校施設について、学童保育所や放課後子 ども教室など、 放課後や休日、長期休業中の 子どもたち の安全で快適な居場所として、有効活用を進めます。	課、教育総務	・学童保育所管理運営・放課後居場所づくり事業・小学校維持管理・中学校維持管理	・学童保育所管理運営・放課後居場所づくり事業・小学校維持管理・中学校維持管理		継続
		64 校舎内におけるくつろぎスペースなどの 設置NO.64廃止	継続	•		•	小・中学校の施設改修時には、子どもたちの意見を取り入れ、校 舎内に友だち同士がくつろげるスペースなどの設置を検討しま す。	小・中学校の施設改修時には、子どもたちの意見を取り 入れ、校舎内で友だち同士がくつろげ、かつ必要な情報 <u>を取得できる</u> スペースなどの設置を検討します。	教育総務課	・保全計画に基づく小学校施設改修事業・保全計画に基づく中学校施設改修事業	・保全計画に基づく小学校施設改修事業 ・保全計画に基づく中学校施設改修事業	くつろぎスペースに通信制高校や奨学 金、チャレンジ貸付事業等の情報提供 スペースを設置する	継続

				取組(の特色							(参考)	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	取組み項目	方針	子どもか 主体と なめる 目組	では、 市体と進とする を取る でこれ でこれ でこれ	特に行動しる目れる。	貧困(示した) は対け は関連する取組	取組	内容	担当課	関連事	務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部等 方針 (事業ご の判断)
目標 (1)母 ①母子保 と子ども 健サービとつの健康支 スの充実 に援 たち	65 妊婦健診や <mark>保険保健</mark> 指導による母の健康 支援	充実				•	第3次(現行) 妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するととも に、個別の支援を必要とする妊産婦に対する保健指導を進めま す。[妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、妊婦精密健康診査、 産婦健康診査、妊産婦保健指導、妊産婦訪問指導]	第4次 妊婦健康診査をはじめ、各種健康診査の受診を促進するととも に、受診結果を把握し、必要に応じて個別の支援を必要とする妊 産婦に対する保健指導を進めます。	健康推進課	第3次(現行) ・妊産婦健康診査事業 ・母子保健指導事業 ・口腔衛生事業(妊婦歯科健診)	第4次 - 妊産婦健康診査事業 - 妊婦健康診査事業 - 母子保健指導事業 - 口腔衛生事業(妊婦歯科健診) - 妊婦歯科健康診査事業		継続
を支ます Basy、「総合的・包括的な子育で 高齢者でいう、「地域包括的支援	66 母子健康手帳を通じた育児支援	充実					母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、それらの利用につなげます。また、出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理に向け、母子健康手帳の活用方法を検討します。	母子健康手帳の交付時に、安心して妊娠し出産できるよう、すべての妊婦に保健師・助産師による相談や子育てサービスの紹介を行います。妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、それらの利用につなげます。また、出産時から就学後までの一貫した子どもの健康管理のため、母子健康手帳の活用方法を検討します。	学務課	·母子保健指導事業 ·学校運営支援事務 ·児童保健衛生 ·生徒保健衛生	·母子保健指導事業 ·母子健康手帳交付事業 ·学校運営支援事務 ·児童保健衛生 ·生徒保健衛生	母子保健手帳への子どもの権利条約の	継続
」が重要というコメントを頂き、そいてはおっしゃるとおり。これに伴 を分けない方がよいというご意 計画のわかりやすさという点で かの区切りが必要と考える((1) 医の観点)。ただし、切れ目の 後そ行っていく旨、計画書にて記	67 パパママ学級等の開催	充実					妊娠期の不安を解消するとともに、妊婦同士の交流の機会を提供し、両親による子育てを促す機会を提供するため、パパママ学級を開催します。また、保育園等において、プレバパ・プレママ向けの体験保育などを実施します。		保育課、子ど も家庭支援セ	·母子保健指導事業 ·公立保育所運営(保育所運営)	·母子保健指導事業 ・パペママ学級事業 ・公立保育所運営(保育所運営)		継続
産連課 別れ目のない支援どこに載せる ことぎれ、すきまの内庁内連絡会 が、要支援者と普通の人との違い るか?来年から健康推進課が子 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68 こんにちは赤ちゃん (乳児家庭全戸訪問) 事業等の取組	充実				•	訪問し、子育て支援の情報提供をはじめ、さまざまな相談に対応	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が 訪問し、子育て支援の情報提供をはじめ、さまざまな相談に対応 するとともに、支援が必要な家庭については、適切なサービスの 提供につなげます。民生委員・児童委員の同行など、地域との連 携も検討します。また、産後ケア事業を通じて産婦の心身のケア や育児のサポート等を行うことができるよう支援します。		・こんにちは赤ちゃん事業 ・母子保健指導事業	・こんにちは赤ちゃん事業 ・母子保健指導事業 ・産後ケア事業		継続
展子育で世代包括支援センターで、 また、地域包括支援センターにい 福祉協議会の地域福祉コーディーは既に子ども施策も進めている。 必要か不必要か?	69 乳幼児健診等を通じた子どもの健康支援	充実				•	乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の健康保持を支援します。健診未受診児の把握に努め、電話や訪問等により受診を促すともに、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども支援ネットワークを活用し、その所在の確認に努めます。「30~4か月児健康診査、6~7か月児健康診査、9~10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、新生児等聴覚検査、乳幼児経過観察健康診査、30円発達健康診査、30元経過観察健康診査、30児発達健康診査、30元経過報察健康診査、20元経過報察健康診査、20元経過報察健康診査、20元経過報察健康診査の関係長過報を登録を表現幼児健康指導、親と子の健康相談、個別成長相談	乳幼児健康診査や各種相談を通じ、乳幼児の発育や発達の確認を行い、健全な育成と疾病等の早期発見を行います。健康保持 を支援します。また、電話や訪問活動を通じて健診未受診児の現況把握を強化し、に努め、電話や訪問等により受診を促すとともに、支援が必要な家庭や保護が必要な乳幼児の発見に取り組みます。また、所在が確認できない未受診児については、子ども	子ども家庭支	·乳幼児健康診査事業 新生児等聴覚検査事業 - 乳幼児精密健康診査事業 - 母子保健指導事業 - 保健師地区活動	- 現幼児健康診査事業 - 新生児等聴覚検査事業 - 現幼児特容健康診査事業 - 乳児・産婦健康診査事業 - 1歳6か月児健康診査事業 - 1歳6か月児健康診査事業 - 3歳児健康診査事業 - 8子保健指導事業 - 保健師地区活動 - 子ども家庭総合相談事業		継続
	70 産前・産後の妊産婦への支援	充実				•		産前・産後の時期は、精神的に不安定になりやすく、身体的にも 負担がかかるため、好産婦訪問や赤ちゃん訪問などを通じて好 産婦の健康状態等を把握し、関係部門や医療機関と連携して支 接を行います。また、産後ケア事業や育児支援へルバー事業、を 実施するとともに、さらなる支援が必要な好産場等を対象とした ショートステイ事業などを通じて安心して子育てできるよう支援し ます。の導入を検討します。	援センター、健康推進課		 子育てひろば事業 - 育児支援ヘルパー事業 - 母子保健指導事業 - 妊婦健康診査事業 - こんにちは赤ちゃん事業 - 正後ケア事業 		継続
	71 生活リズムの重要性を学ぶ場の提供	継続					とれた食事、十分な休養・睡眠など、生活リズムが大切であること を踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズム	子どもたちが健やかに成長するためには、適切な運動や調和が とれた食事、十分な休養・睡眠など、生活リズムが大切であること を踏まえ、保健指導や育児相談に対応するとともに、生活リズム の大切さをわかりやすく伝える講座やイベントを実施します。	課、健康推進		・子育てひろば事業 ・母子保健指導事業 ・親と子の健康相談事業		継続
	72 子どもを望む家庭への情報の提供	継続				•	てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供しま	これから子どもを育てたいと考えている家庭に、妊娠・出産・子育 てに関する情報や出産・育児経験者との交流の機会を提供しま す。また、不妊や不妊治療に関する情報の提供に努めます。	援センター、	・総合的な子育て支援拠点の整備 ・公立保育所運営(保育所運営) ・母子保健指導事業	- 総合的な子育て支援拠点の整備 ・公立保育所運営(保育所運営) - 母子保健指導事業 ・母子健康手帳交付事業		継続
②地域福 社保健 小児医療 体制の充 実	73 小児医療体制の整備	継続					休日及び平日夜間の小児初期救急診療を継続するとともに、休日・夜間に開設している小児医療機関の情報を提供します。また、身近な地域において日常的な診療や健康管理を担う、かかりつけ医の普及啓発を進めます。			・医科休日急患診療事業 ・歯科休日応急診療事業 ・小児初期救急平日準夜間診療事業 ・引幼児健康診査事業 ・こんにちは赤ちゃん事業	・医科休日急患診療事業 ・歯科休日応急診療事業 ・・歯科休日応急診療事業 ・小児初期救急平日準夜間診療事業 ・ 乳幼児健康診査事業 ・・見児・産婦健康診査事業 ・1歳6か月児健康診査事業 ・3歳児健康診査事業	健康推進課 事業を入れる事。	継続
	74 歯と口の健康づくりの推進	継続				•		歯科健康診査を通じ、乳幼児期から学齢期までの虫歯予防を推進します。また、学校等と協力して、歯と口の健康に対する意識向上に努めます。		・口腔衛生事業 ・小学校歯と口の健康週間啓発事業 ・中学校歯と口の健康週間啓発事業	- 口腔衛生事業 - 幼児歯科相談 - 幼児歯科相談 - 物学校歯と口の健康週間事業 - 小学校歯と口の健康週間啓発事業 - 中学校歯と口健康週間啓発事業 - 生産保健衛生		継続
	75 予防接種の適正な実施	充実						予防接種法に基づき、適正かつ安全な予防接種の実施を進めます。関係機関と連携し接種を勧奨するとともに、保護者の相談に随時対応するなど、情報提供に努めます。また、季節性からでは、大手での発病や重症化予防、子育で世代への経済的減のため小学生以下の接種について費用助成を行い提入入る為。	子ども包括支援センタ	·予防接種事業 ·乳幼児健康診査事業 一(仮)が入る。 健康推進課も利用者支	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		充実
	76 子どもの事故防止策の周知	継続					子どもに多い事故やケガの予防策、教急時の適切な対処方法について、健診などを通じ、情報提供に努めます。	子どもに多い事故やケガの予防策、教急時の適切な対 <mark>死力法に</mark> ついて、健診などを通じ、情報提供に努めます。	健康推進詠	・	・ 乳幼児健康診査事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・乳児・産婦健康診査事業 ・遺島の外見健康診査事業 後児健康診査事業		継続
										町子への中間 メック機会の建筑と連絡に - 実現可能が、担当際にて総計頂きたい。 子育て推進課 80番子育でひろば事業も仲間づくりの機会を提供して る。ので要検討 連合 131ではなく、「80」に関連表現を追記 子育て推進課 元に戻してください。産後早期舎めすべての親子対応し いるため。			

					取組の特色							(参考)	
施策目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子さなめを取るとしませんが、	市体と協進とする日組では、行働めを取組でよっる目組を取ります。	対 対 対 大 は は は は は は は は は は は は は	取組-	内容	担当課	関連事	務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
							第3次(現行)	第4次		/連合: 推進委員から頂いた意見に基づき、「産後、早期にお			
庭におけ る子育て	マース で で に 相 報 提 の に 相 報 し に れ 発 き き き き き き き き き き き き き き き き き き	77 利用者支援事業の充実	継続		•	•	稚園・保育園などの教育・保育施設や子育て支援事業等に関する情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、子ども家庭 支援センターがロ心となり、利用者支援事業が事業のための研	子育てに関する相談に対応するとともに、個々の状況に応じ、幼 相園・保育園等の教育・保育施設や子育で支援事業等に関する 情報を提供し、必要なサービスにつなぎます。また、健康推進課 と子ども家庭支援センターが中心となり、利用者支援事業従事者 のための研修や関係機関相互の連携のための体制づくりを進め ます。	援センター人子育て推進	母子への仲間づくりの機会の提供」を追記。 一実現可能か、担当課にて検討頂きたい。 子育て推進課 80番子育てひろば事業も仲間づくりの機会を提供し る。ので要検討 連合 131ではなく、「80」に関連表現を追記	育て支援啓発事業 育てひろば事業 立保育所運営(保育所運営) 設型給付事務		継続
	同士の交流の促進	78 サ育で情報のわかりやすい提供と市民活動の支援	継続		•	•		広報紙やリーフレット、インターネットなどを活用して、子育てに関する情報がわかりやすく届くように工夫するとともに、子育て・子育ちに関する情報を収集・発信する市民の活動を支援します。	子ども家庭支援センター	子育て推進課	育て支援啓発事業 にて ども未来センター管理運営事務(子育 援啓発事業)		継続
		79 子育でサークル等による仲間づくりの促進	継続		•		て、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、 既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流		援センター、	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援容券事業)・児童館民間運営事業	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援容券事業)・児童館民間運営事業	「子育てサークルの育成」の育成という表現に違和感を感じる。「子育てサークルの活性化」などのほうがよいのでは?と思う	
		131 (再掲)子育での不安を和らげる講座や 交流会の開催 元東へ書き換え	継続		•	•	ノーバディーズ・パーフェクト講座をはじめ、保護者の育児不安や ストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多 胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象 にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有 を進め、子育ての不安を和らげます。	め、保護者の育児不安やストレスを軽減するための家庭教育講 座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護	援センター、	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援啓発事業) ・成人対象事業	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援啓発事業) ・成人対象事業		継続
		80 子育てひろば事業の充実	充実			•	保護者同士の交流を促すため、子育てひろばを開設し、育児相談や情報の提供、子育て講座等を行うとともに、関係機関と連携し、課題を抱えた親子を支援します。地域のニーズに対応し、多		子育て推進課	・子育てひろば事業	・子育てひろば事業		充実
		81 ファミリーフレンド事業(傾聴ボランティア)の取組	継続		•	•		身近に親族や知り合いがなく、孤立感や不安感を抱えた乳幼児を育てている家庭をボランティアが訪問し、保護者の話を傾聴し、 不安やストレスを和らげます。		・子ども家庭総合相談事業	・子ども家庭総合相談事業		継続
	②地域における子育て支援	82 保育園や幼稚園による地域子育て支援事 薬の推進	継続			•		市立保育園において、子育てひろばと連携した出前保育や相談 事業、園庭開放などの地域交流事業を実施します。また、私立保 育園や幼稚園が実施する地域子育て支援事業を支援します。		・私立幼稚園指導監督・地域子育て支援事業	・私立幼稚園指導監督・地域子育て支援事業		継続
	の充実	83 一時預かり・緊急一時保育の充実	継続			•	保育ニーズに対応するため、一時預かり保育を実施します。また、保護者の病気や出産など、やむを得ない事情による突発的			育事業補助金) ・公立保育所運営(一時預かり特定保育事 業)	・民間保育所運営(一時預かり及び特定保育事業補助金) ・公立保育所運営(一時預かり特定保育事業) ・子ども未来センター管理運営事務(一時預かり事業) ・公立保育所運営(緊急一時保育事業)		継続
		84 ファミリー・サポート・センター事業に よる地域の助け合いの促進	継続		•	•		地域の助け合いにより子育て支援を進めるファミリー・サポート・センター事業について、援助内容や利用方法などの広報を充実し、利用を促進するとともに、提供会員の確保と研修の充実に努めます。		ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業		継続
		85 子育で支援員の活用	継続		•		育児経験者が活躍することを目的とした「子育て支援員(仮称)」制		課、子ども家	・子育て支援啓発事業・公立保育所運営(保育所運営)	・子育てひろば事業 ・子育て支援啓発事業 ・公立保育所運営(保育所運営) ・施設型給付事務 ・地域型保育給付事務	仮称ではない	継続
		86 ブックスタートやおはなし会の開催	継続		•			市民ボランティアによるブックスタート事業や図書館におけるおはなし会など、絵本や本の読み聞かせを通して、親子のふれあいや子どもの健やかな成長を支援します。			・子育て支援啓発事業 ・子どもの読書活動の推進		継続
		87 地域資源を活用した子育て関連事業の推進	継続		•				課、子ども育成課、保育		・子育てひろば事業 ・学童保育所民間運営事業 ・自治会等への支援事業 ・学習等供用施設管理運営		継続
		88 子どもや子育て家庭が外出しやすい環境づくり	継続				の公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みます。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業」を推進するなど、授 乳やおむつ替えができる設備の整備とわかりやすい表示に努め	東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザイン の公共施設への導入と民間施設への普及・啓発に取り組みま す。また、東京都の「赤ちゃん・ふらっと事業」を推進するなど、授 乳やおむつ替えができる設備の整備とわかりやすい表示に努め ます。	援センター、	・市有建物の設計・工事施行管理 ・子育て支援啓発事業 ・地域福祉推進事業 ・障害者総合支援法関連事業 ・バリアフリー化推進 ・公園整備事業	-子育て支援啓発事業 -地域福祉推進事業 -障害者総合支援法関連事業		継続

		T				取組の特色							(参考)	
施策目標	項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子どもとなる目取を	市民がでこより 市民と協働の目組 がなめる目組 で進とを取組 をす取組	貧困(示 し方は別 途検討) に関連す る取組	取組	内容	担当課	関連	事務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
								第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
		③子育て に伴う経 済的負担 の軽減	89 養育費や医療費の助成	継続			•	国や東京都の制度を基本に、中学校修了前の子どもを養育して いる保護者等に対し、手当の支給や医療費の助成を行います。 また、学校管理下の負傷などの医療費を災害共済制度により給 付します。	いる保護者等に対し、手当の支給や医療費の助成を行います。	子育て推進 課、学務課	- 乳幼児医療費助成事業 - 義務教育就学児医療費助成事業 - 児童手立終事務 - 児童保健衛生 - 生徒保健衛生	·乳幼児医療費助成事業 ·義務教育就学児医療費助成事業 ·児童手主会事務 ·児童保健衛生 ·生徒保健衛生		継続
			138 (再掲) 乳幼児の保育料等の負担軽減	充実			•	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所に おける保育料の負担を軽減します。また、家庭の所得の状況等 に関する基準を設け、保護者が幼児教育・保育施設等に支払う 日用品購入や行事参加に要する費用について、助成する制度の 導入を検討します。	おける保育料の負担を軽減します。多子世帯については、都の 補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費につい	子ども育成 課、保育課	 ・学童保育所管理運営 ・私立幼稚園園児補助金交付事務 ・幼稚園園運動費 ・入所及び保育料徴収事務(徴収事務) ・認証保育所等利用者負担軽減補助事業 	- 学童保育所管理運営 - 私立幼稚園園児補助金交付事務 - 入所及び保育料領収事務(徴収事務) - 認証保育所等利用者負担軽減補助事業 - 施設型給付事務 - 実費徴収に係る補足給付事務		継続
			139 (再掲) 児童・生徒の教育費の負担軽減	継続			•	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や 学外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議 会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供しま す。		生活福祉課、 学務課	·生活保護費·健全育成事業 ·小学校就学援助 ·小学校教育費父母負担軽減補助金 ·中学校就学援助 ·中学校教育費父母負担軽減補助金	·生活保護費·健全育成事業 ·小学校就学援助 ·小学校教育費父母負担軽減補助金 ·中学校就学援助 ·中学校教育費父母負担軽減補助金		継続
			90 出産費用の助成	継続			•	国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた病院・助産所における出産費用を助成します。	給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助	生活福祉課、 保険年金課	·入院助産支援事業 ·保険付加給付事業(出産育児一時金)	·入院助産支援事業 ·保険付加給付事業(出産育児一時金)		継続
			91 子育て世帯への居住支援	継続	/性	期基本計画との整合 を合わせる。 続か充実	•	もに、東京都や都市再生機構などが行っている子育て世帯向け の優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用し	市営住宅の入居募集時に、多子世帯向けの募集枠を設けるとと もに、東京都や都市再生機構などが行っている子育で世帯向け の優遇制度の情報を提供します。また、民間賃貸住宅を活用し た支援についても、調査・研究します。	住宅課	·市営住宅管理事務 ·都営住宅地元割当等募集	- 市営住宅管理事務 - 都営住宅地元割当等募集		継続
			(再掲)幼児教育・保育の無償化	新規			•		3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。	保育課	/	·施設型給付事務 ·地域型保育給付事務 ·施設等利用給付事務 ·私立幼稚園園児補助金交付事務		新規

				Z L' + 48		杜にナロ								
	対組の方 向性	取組み項目	方針	子どはないませんが 主なめる目れ を 取れ	市民がなめを取るとす	特と協進とすいのでは、	貧困(示し方は別途検討) に関連する取組	取組	由内容	担当課	関連等	万 務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担 (3 の
								第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
	の解消保育のの向上	96 幼児教育・保育の量の確保	継続				•	を考慮し、必要な施設や事業の量の確保を計画的に進めます。 特に、待機児童解消のため、定員枠の拡大を進めるとともに、一		保育課	·私立幼稚園指導監督 ·認証保育所運営 ·施設型給付事務 ·地域型保育給付事務 ·市立保育園民営化 ·民間保育所運営(定期利用保育事業補助 金) ·公立保育所運営(定期利用保育事業)	- 私立幼稚園指導監督 ・認証保育所運営 ・施設型給付事務 ・地域型保育船付事務 ・市立保育園民営化 ・民間保育所運営(定期利用保育事業補助 金) ・民間保育所運営(一時預かり事業補助		継
(3)保育サー道 より移動			多様な	保育サービスへ	<u> </u>							金) ・公立保育所運営(定期利用保育事業) ・公立保育所運営(一時預かり事業) ・施設型利用給付事務		
		98 幼稚園における一時預かり保育の推進	継続	多様な保育	「サービスへ		•		幼稚園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、 通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時 預かり保育を推進します。	保育課	・私立幼稚園指導監督・幼稚園型ー時預かり事業	・私立幼稚園指導監督・幼稚園型一時預かり事業		継
連合: 子ども育成課よ学生の放課後等所の確保」とい を頂いたが、「リ の」はなくてもよ はないか。	等の居場 いう変更案 小学生	99 病児・病後児保育の拡充	継続	/[8	と期基本計画と	Ø# I	•	い、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、 定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するととも	市内2か所の診療所において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリーサポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するとともに、保育園における体調不良児対応事業の検討を進めます。	も家庭支援センター		・病児保育室運営 ・ファミリー・サポート・センター事業		継
		100 育児休業明け入園予約の実施	継続	/ 1	性を合わせる				育児休業の取得を促進するために、育児休業明けの乳幼児が年度の途中からでも入園が可能となるよう、入園予約制度を実施します。	保育課	・入所及び保育料徴収事務(入所事務)	・入所及び保育料徴収事務(入所事務)		継
		102 幼児教育・保育の質の向上	継続		期基本計画との 性を合わせる。 続か充実				幼稚園教育要領に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。また、第三者評価、都の指導検査、巡回指導により、保育の質の向上を図ります。	保育課	・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)	·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営) ·保育施設指導検査等事業		継
(2)学 (2)学 (3) (2)等((5) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	の居場	103 学童保育所事業の推進	充実	/ 合t	明基本計画との 生を合わせる。 機か充実		•		保護者が放課後不在の小学生に遊びと生活の場を提供するため、学校の余裕教室や空き店舗を活用した学童保育所の整備を進め、特機児童の解消を目指します。また、指導員の資質の向上や保育内容の充実に努めます。	子ども育成課	·学童保育所管理運営 ·学童保育所民間運営事業	·学童保育所管理運営 ·学童保育所民間運営事業		維
		104 サマー学童保育所や児童館ランドセル来館の実施	充実		本計画との整合わせる。		•	期間限定の定員の弾力化に取り組みます。また、学童保育所を補完する事業として、児童館ランドセル来館を拡充するとともに、放課後子ども教室との連携についても検討します。	放課後子ども教室との連携についても検討します。		・学童保育所管理運営 ・学童保育所民間運営事業 ・児童館民間運営事業 ・放課後居場所づくり事業	・学童保育所管理運営・学童保育所民間運営事業・児童館民間運営事業・放課後居場所づくり事業		¥
		105 新・放課後子ども総合プランの推進	充実				•	余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するととも	すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の 余裕教室等の活用や教育と福祉の連携方策等を検討するととも に、学童保育所及び放課後子ども教室について、連携や一体的 な取組を視野に入れ、計画的に整備します。	子ども育成課	・学童保育所管理運営・児童館民間運営事業・放課後居場所づくり事業	・学童保育所管理運営・児童館民間運営事業・放課後居場所づくり事業		Ť
(3) 保 デサービ 保 に の推進 進	育サー	97 働き方に応じた保育サービスの提供	継続				•	認可保育所において、産休明け保育や延長(時間外)保育を実施 します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保	子どもの健やかな育ちを前提に、多様な働き方を支援するため、 認可保育所において、産休明け保育や延長時間外、保育を実施 します。また、保育時間の延伸や休日・年末保育については、保 護者の就労等の状況だけではなく、子どもの心身への負担も考 慮して検討します。	保育課	·民間保育所運営(延長保育事業補助金) ·公立保育所運営(延長保育事業)	•民間保育所運営(延長保育事業補助金) •公立保育所運営(延長保育事業)		*
)保育施設の量 確保 へ移動	i e p	98 幼稚園における一時預かり保育の推進	継続	の向上が	施設の量と質いら移動		•		が推園児の保護者の就労等を支援するため、幼稚園において、 通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中の一時 預かり保育を推進します。	保育課	・私立幼稚園指導監督 ・幼稚園型一時預かり事業	・私立幼稚園指導監督・幼稚園型一時預かり事業		í
		99 病児・病後児保育の拡充	継続	(1) 保育	施設の量と黄いら移動		•	い、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるとともに、 定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリー・サポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するととも	市内2か所の診療所において、保護者の就労等により看護できない、病気や病気の回復期にある児童を一時的に預かるともに、定員の弾力化についても検討を進めます。また、ファミリーサポート・センター事業において、病後児の預かりを継続するとともに、保育園における体調不良児対応事業の検討を進めます。	も家庭支援センター	・病児保育室運営 ・ファミリー・サポート・センター事業	・病児保育室運営 ・ファミリー・サポート・センター事業		¥
		101 幼稚園・保育園等の連携	継続	各 型	基本計画との	整合)		る幼稚園や保育園等の連携を進めます。また、認定こども園移 行も視野に入れ、幼稚園・保育園等が特性を生かしながら、多様 な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。	等が特性を生かしながら、多様な教育・保育サービスを柔軟に提供できるよう支援します。		·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営)	・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)		*
		102 幼児教育・保育の質の向上	継続	性を	合わせる。 か充実						·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営)	·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営) ·保育施設指導検査等事業		¥
		幼児教育・保育の無償化	新規				•		3歳から5歳の子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもが、幼児教育・保育施設等を利用する際の利用料を無償化します。また、市独自に保育園の給食費の一部補助と幼稚園の園児補助金の上乗せ補助を行います。	保育課		·施設型給付事務 ·地域型保育給付事務 ·施設等利用給付事務 ·私立幼稚園園児補助金交付事務		亲
(4) ブーク・フ デイフ・フ バランス ン ジの推進 進	ワー・ブラ・スの推	92 子育てしやすい職場環境づくりの促進	継続				•		市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの多様な就労 形態の導入を働きかけます。また、子育で等と仕事の両立に取り 組む企業を襲撃します。市内の企業に対し、育児や介護のため の休暇・休業の取得促進や多様な働き方を提案します。また、子 育て等と仕事の両立に取り組む企業を「ワーク・ライフ・パランス 推進事業所」として認定します。	課、産業観光	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ バランス推進事業所認定事業) ・労働関連事務	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ バランス推進事業所認定事業男女が働き やすい環境づくりの推進) ・労働関連事務		á
ら移動		動き方の見直しや家事・育児分担など等 の意識啓発	継続					るよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向け	一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、男女が働きやすい環境づくりの推進ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和の推進に向けた啓発に努めます。また、男女がともに協力し、家庭における役割を担い合うよう、男女平等参画の啓発に努めます。	課	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業ほか)	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ バランス推進事業所認定事業男女平等参 画と人権の意識づくりほか)		刹

					取組	の特色							(参考)	
施策目標 <mark>7-1-(1)</mark>	 取組の方 向性	取組み項目	方針	子どはとさいる目組	体となっ	特と協働とする目組	() - し方は別 : 途検討)	取組	内容	担当課	関連事	5務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
92.93.94.9								第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
		94 父親の育児参加の推進	継続	継衫	売で良いのでは			父親対象の育児教室やイクメン講座を開催し、学習機会と交流 の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信しま す。また、父親の長時間労働の抑制や育児休業の取得促進につ いて、企業や個人に働きかけます。	の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信しま	男課庭タ進習性を受ける。	・母子保健指導事業(パパママ学級)・成人対象事業	・男女平等参画推進事業(男女が働きやす い環境づくりの推進) ・子育て支援発発事業 ・母子保健指導事業(パパママ学級) ・パパママ学級事業 ・成人対象事業		継続
		95 女性の就労・再就職支援	継続	児童学	発達支援センタ		•	ナーの開催や情報の提供を行い、技術の取得を支援します。	子育て中の保護者が女性が子育て中においても働きやすい環境 づくりのために、事業所内保育施設などの自主的な整備を促進し ます。また、女性の就業・再就職や起業を支援するため、関係機 関と連携して、セミナーの開催や情報の提供を行い、新たな一歩 を技術の取得を支援します。	男女平等参画課、産業観光課、保育課	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平 等フォーラムほか) ・労働関連事務 ・施設型給付事務	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平 等フォーラムあらゆる分野での男女平等参 画の推進ほか) ・労働関連事務		継続

				取組の特色							(参考)	
標項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子どもが 主体と進生す 市体でではます かなることですり を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	貧困(示した) は検討) に関連する取組	取組第3次(現行)	内容 第4次	担当課	関連 ³ 第3次(現行)	事務事業 第4次	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ご の判断)
庭	を援や配 aが必要 a 課題が ba子ど	106 早期の気づきから支援につなげるしくみづくり	充実	1279 011 7		応するため、乳幼児健康診査や5歳児相談などにおいて、早期	発達において支援や配慮が必要な乳幼児を早期に支援し、保護 者の育児不安に対応するため、乳幼児健康診査や5歳児相談な どにおいて、早期の気づきに向けた取組を強化するとともに、療 育施設や医療機関等と連携し、必要な支援につなげます。	援センター、	· 総合発達相談事業 · 乳幼児健康診査事業 · 教育相談 · 就学相談	·総合発達相談事業 ·乳幼児健康診査事業 ·教育相談 ·就学相談	障害がはっきりしないグレーの子達への対応が欠けている。どの子でも自分に合う学び方が選べるような支援が必要。	}
) H	もとその - 家庭の支 爰環境の 整備	107 相談の専門性の強化と身近な相談場所の 確保	継続			を高めます。また、子育てひろばや保育園等が、身近で気軽な相	発達相談窓口に臨床発達心理士などの専門職を配置し、専門性 を高めます。また、子育てひろばや保育園等が、身近で気軽な相 談や情報提供の場として機能するよう、職員のスキルアップに努 めます。	援センター、	 総合発達相談事業(巡回相談) 子育てひろば事業 公立保育所運営(保育所運営) 心身障害児通園施設管理運営 	- 総合発達相談事業(巡回相談) - 子育てひろば事業 - 公立保育所運営(保育所運営) ・心身障害児通園施設管理運営		継続
		108 発達支援親子グループ事業の拡充 実施	継続			発達が気になる1~5歳児を対象とした発達支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通して、子どもの発達や特性についての理解を深め、成長を支援します。	発達において支援や配慮が必要な1~5歳児を対象とした発達 支援親子グループ事業を実施し、親と子の遊びを通して、子ども の発達や特性についての理解を深め、成長を支援します。	子ども家庭支援センター	・総合発達相談事業(発達支援親子グループ事業)	- ・総合発達相談事業(発達支援親子グルー ブ事業)		継続
		109 ドリーム学園の機能強化	継続						·心身障害児通園施設管理運営	·心身障害児通園施設管理運営		継続
		110 幼稚園・保育園等への巡回相談と専門研 修の実施	継続			達が気になる子どもの集団における生活について、現場におい	子どもの発達に関する専門家が幼稚園や保育園等を巡回し、発達が気になる子どもの集団における生活について、現場において指導・助言するとともに、発達障害などの専門的な研修や事例検討会を実施します。	援センター、	·総合発達相談事業 ·学童保育所管理運営 ·学童保育所民間運営事業 ·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営)	- 総合発達相談事業 - 学童保育所管理連営 - 学童保育所民間運営事業 - 私立幼稚園指導監督 - 施設型給付事務 - 公立保育所連営(保育所運営)		継続
		(再掲) 特別支援教育における相談の充 実	継続			丁寧な就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣 を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援 を強化します。	丁寧で分かりやすい就学相談を実施するとともに、巡回相談や専門家の派遣を通して、学校に対する指導・助言や保護者への相談対応・支援の充実を図ります。	教育支援課	・特別支援教育の推進・就学相談・教育相談	- 教育相談 - 特別支援教育の推進 - 就学相談		継続
		111 地域における発達支援に 向けた 関する啓 発	充実			保護者や支援者、一般市民が支援を必要とする子どもたちへの 理解を深め、地域において支えていくことができるように、発達に 課題がある子どもの特徴などに関する啓発に取り組みます。	保護者や支援者、一般市民が支援や配慮を必要とする子どもたちへの理解を深め、地域において支えていくことができるように、 発達に課題がある子どもの特性や理解などに発達支援に関する 啓発に取り組みます。	援センター、 子ども育成 教育支援	・総合発達相談事業 ・子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・教育相談 ・特別支援教育の推進 ・成人対象事業	・総合発達相談事業 ・子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・特別支援教育の推進 ・成人対象事業	全市的な障害や発達デコボコに対する 理解を促す啓発(その家庭だけでな く)	継続/充
	_	(仮称)児童発達支援センターの設置	新規				発達に配慮の必要な児童等への支援拠点となる「児童発達支援 センター」の役割や機能を検討します。	子ども家庭支 援センター、 障害福祉課、 健康推進課、 教育支援課	総合発達相談事業			
		発達支援計画(環)は のプニンかとを増す 112 (仮称)発達支援計画の策定	削除	計画は東京かで開連する計画として記載し、主義を専門は、ない		見幼児期における早期の気づきから、学齢期における支援のあり方、療育施設や医療機関等との連携のあり方などの検討を進め、(仮称)発達支援計画を策定し、発達に課題がある子どもとその家庭に対する一貫性と継続性がある支援のしくみづくりを目指します。			総合発達相談事業			
d 	②障害の あるとその あもとを を接	113 障害のある子どもとその家庭への生活支援・経済的支援	継続		•	やショートステイ、ホームヘルプなどの障害福祉サービスを提供 し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装	障害を抱える子どもとその家庭に対し、ショートステイ、ホームへルプなどの障害福祉サービスや、障害児通所支援等のサービスを提供し、日常生活を支援します。また、手当や医療費の助成、補装具・日常生活用具の給付により、経済的な支援を行います。また、障害権益原へ確認。ます。		・東京都子ども医療費助成事務 ・障害児等育成医療費助成事業 ・未熟児等養手当支給事業 ・児童技養手当支給事務 ・児童技養手当支給事務 ・障害者ホームハバー派遣事業 ・障害者本ーム入所事業 ・手当等支給事業 ・東京都医療費助成事務 ・補装具等給付事業	東京都子ども医療費助成事務 ・障害児等育成医療費助成事業 ・未熟児育成医療費助成事業 ・児童技養手当支給事務 ・児童技養手当支給事務 ・児童者ホールルパー派遣事業 ・障害者ホー期入所事業 ・手当等支給事業 ・東京都医療費助成事務 ・補装具等給付事業	障害を抱える子ども(病弱児含む)のきょうだい支援:障害を抱える子どものきょうだいが交流できる場をつくる	5
		114 幼稚園・保育園等における一人ひとりに 配慮した保育や学びの提供	継続			抱える乳幼児の受入に取り組み、一人ひとりに配慮した保育や		課、保育課	- 学童保育所管理運営 - 学童保育所民間運営事業 - 私立幼稚園指導監督 - 施設型給付事務 - 公立保育所運営(保育所運営)	·学童保育所管理運営 ·学童保育所民間運営事業 ·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営)		継続
		115 障害のある小・中学生の教育費の軽減	継続		•	特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それ ぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を 支給し、経済的な負担を軽減します。	特別支援学級等に在籍する小・中学生の保護者に対して、それぞれの認定区分に応じ、学用品や通学費等の教育費の一部を支給し、経済的な負担を軽減します。	教育支援課	·小学校就学奨励 ·中学校就学奨励	·小学校就学奨励 ·中学校就学奨励		継続
		116 障害のある子どもの余暇活動や交流機会の提供	継続			エーションやスポーツ等の機会を提供します。また、地域において、障害があるなしに関わらず、子ども同士や市民と気軽に交流	障害のある子どもに、放課後や休日、長期休暇におけるリクリ エーションやスポーツ等の機会を提供します。また、地域におい て、障害があるなしに関わらず、子ども同士や市民と気軽に交流 できる機会を拡充し、ノーマライゼーションの意識の醸成を進めま す。	スポーツ推進課件選挙習	各種スポーツ関連教室の開催	・ふれあいの広場運営事業 ・各種スポーツ関連教室の開催 ・障害者対象事業		継続

						取組の特色							(参考)	
策目標 項	国 取組の 向性		取組み項目	方針	子主なめを がと進とす がと進とす	市体でに指している目組を取ります。	貧困(示 し方は別 途検討) に関連す る取組	·] 取組	内容	担当課	関連	事務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)
	③関係 関の連 による 続的な 談・支	携継相援	117 サポートファイルの活用	充実					から青年期までの成長の様子や相談、支援などを記録する「サ	援センター、	第3次(現行) ・総合発達相談事業 ・教育相談 ・特別支援教育の推進 ・就学相談	第4次 ・総合発達相談事業 ・教育相談 ・特別支援教育の推進 ・就学相談		充実
	体制の社	確 —	118 就学前から就学後までの情報共有のしく みづくり	継続				就学支援シートや保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録 等の活用を進め、特別な支援が必要な児童について、保育園・ 幼稚園等と小学校との情報共有と連携を強化します。また、小学 校から中学校への円滑な引継ぎのしくみを検討します。		教育支援課、 保育課	・特別支援教育の推進 ・就学相談 ・私立幼稚園指導監督 ・施設型給付事務 ・公立保育所運営(保育所運営)	·特別支援教育の推進 ·就学相談 ·私立幼稚園指導監督 ·施設型給付事務 ·公立保育所運営(保育所運営)		継続
		,	119 幼稚園教諭・保育士・学校教員の相互理 解と連携	継続						子ども育成課、保育課、 指導課、教育 支援課	- 学童保育所管理運営 - 学童保育所民間運営事業 - 私立幼稚園指導監督 - 施設型給付事務 - 公立保育所運営(保育所運営) - 教育研究事務 - 特別支援教育の推進 - 教育相談	- 学童保育所管理運営 - 学童保育所民間運営事業 - 私立幼稚園指導監督 - 施設型給付事務 - 公立保育所運営(保育所運営) - 教育研究事務 - 特別支援教育の推進 - 教育相談		継続
	④困難 抱える。 者の自 支援	若	120 子ども・若者自立支援ネットワークの運 営	継続			•		築し、ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を抱える 若者を必要な支援につなげます。	課、産業観光	 ・子ども・若者自立支援ネットワーク事業・若年者就業支援事業・障害者生活支援事業・生活保護・自立促進事業・生活困窮者自立支援事業 	・子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・若年者就業支援事業 ・障害者生活支援事業 ・生活保護者・自立促進事業 ・生活困窮者自立支援事業		継続
		-	121 若年者の就業支援	継続			•		若年者(概ね15歳~40歳未満)を対象に、就業に関する情報の提供や職業相談、セミナーの開設、職場体験などの支援を通じ、職業的な自立につなげます。		·若年者就業支援事業 ·生活保護費·自立促進事業 ·生活困窮者自立支援事業	·若年者就業支援事業 ·生活保護費·自立促進事業 ·生活困窮者自立支援事業		継続
			122 フリースペース等の支援	継続			•	不登校やひきこもりなどの子どもや若者が、自分自身の「居場所」 を見い出す機会になるよう、フリースペース等の活動を支援します。	不登校やひきこもりなどの子どもや若者が、自分自身の「居場所」 を見い出し、多様な活動の場として活用することができるよう、フ リースペース等の活動を支援します。	子ども育成課	・子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・児童館民間運営事業	・子ども・若者自立支援ネットワーク事業・児童館民間運営事業	フリースペースでの学習支援の実施、 各種奨学金情報等のコーナー設置を追加	 盤 継続
別な を必)特 ①ひと 配慮 親家庭 要と 自立に「 家庭 けた支持	の 向	123 ひとり親家庭のための情報提供や相談等 の充実	継続			•	るとともに、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。また、DV被害の早期発見と早期対応を進めるため、関連する相談窓口が連携し情報を共有するとともに、保護が必	ひとり親家庭に対して、利用可能な制度や支援の情報を提供するとともに、母子・父子自立支援員が関係機関と連携し、生活や就業、子どもの教育、福祉資金の貸付などの総合的な相談に対応します。また、DV被害の早期発見と早期対応を進めるため、関連する相談窓口が連携し情報を共有するとともに、保護が必要な母子等については、母子生活支援施設において速やかに保護します。	課、生活安全課、子育て推	相談事業ほか) ・母子及び父子・女性福祉資金貸付事業	- 男女平等参画推進事業(カウンセリング 相談事業ほか) - 母子及び父子- 女性福祉資金貸付事業 - 母子度店等就業支援事業 - 母子生活支援施設事業 - 母子緊急一時保護事業		継続
			124 孤立傾向にあるひとり親家庭等の見守り 支援	継続			•		市内に居住し、幼稚園や保育園などを利用していないひとり親家 庭等について、4か月に1回の訪問により継続して見守るととも に、子育てに役立つ情報を提供します。		ひとり親家庭等見守り支援事業	ひとり親家庭等見守り支援事業		継続
			125 子育で・生活支援によるひとり親家庭等 の自立促進	継続			•	し、自立に向け日常生活を支援します。また、子どもの養育が困	家事・育児援助が必要なひとり親家庭に、ホームヘルパーを派遣 し、自立に向け日常生活を支援します。また、子どもの養育が困 難な母子家庭等については、母子生活支援施設への入所によ り、生活を支援し自立を促します。		・ひとり親家庭ホームヘルブ事業 ・母子生活支援施設事業 ・母子緊急一時保護事業	・ひとり親家庭ホームヘルブ事業 ・母子生活支援施設事業 ・母子緊急一時保護事業		継続
		,	126 ひとり親家庭等に対する経済的な支援	継続			•	の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり 親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免	児童扶養手当や児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成、母子及び父子・女性福祉資金の貸付などを通じ、ひとり親家庭等を経済的に支援します。また、水道・下水道料金の減免やJR定期券の割引など、関係機関・団体の制度等についても周知に努めます。		 児童育成手当支給事務 児童扶養手当支給事務 ひとり親家庭等医療費助成事業 母子及び父子・女性福祉資金貸付事業 	・児童育成手当支給事務・児童扶養手当支給事務・ひとり親家庭等医療費助成事業・母子及び父子・女性福祉資金貸付事業		継続
			127 寡婦 (夫) 控除のみなし適用	継続			•	等の保育料、私立幼稚園補助金、市営住宅使用料の算定にあた	子ども・子育て支援新制度に移行した幼児期の教育・保育施設 等の保育料、私立幼稚園園児補助金、市営住宅使用料の算定 にあたり、非婚のひとり親家庭に対し、寡婦(夫)控除をみなし適用 します。	課	・市営住宅管理事務・私立幼稚園園児補助金交付事務・幼稚園就園奨励費・入所及び保育料徴収事務(徴収事務)	・市営住宅管理事務・私立幼稚園園児補助金交付事務・入所及び保育料徴収事務(徴収事務)		継続
			128 離婚等に伴う養育費制度の啓発	継続			•	に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの相談窓	歴婚等に伴う養育費については、子どもの利益が優先され、適切に確保されるよう、母子・父子自立支援員が助言するとともに、東京都ひとり親家庭支援センター「はあと」や法テラスなどの相談窓口を紹介するなど、養育費のしくみに関する周知・啓発に努めます。		·母子家庭等就業支援事業	·母子家庭等就業支援事業		継続
			129 ひとり親の就業支援	継続			•	より、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、職業訓練・資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援員が相談者一人ひとりの自立支援プログラムを作成し、ハローワークと連携して、自立に向けた就業を支援します。		·母子家庭等就業支援事業	·母子家庭等就業支援事業		継続
			130 母子寡婦福祉団体との連携	継続		•	•	ひとり親家庭の交流や社会的な自立に取り組む母子寡婦福祉団体を支援するため、補助金を交付するとともに、ひとり親家庭の見守り支援のための連携強化に努めます。	したり親家庭の交流や社会的な自立に取り組む母子寡婦福祉団 体を支援するため、補助金を交付するとともに、ひとり親家庭の 見守り支援のための連携強化に努めます。	子育て推進 課、子ども家 庭支援セン ター	・母子家庭等福祉団体事業費補助金 ・子育て支援啓発事業	·母子家庭等福祉団体事業費補助金 ·子育て支援啓発事業		継続

					取組の特色							(参考)	
施策目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子どもだまなっている目的	市民がことは、大学では、一大学では、一大学では、一大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	対象を表現である。 対象を表現である。 は一般ではいる。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	取組内容		担当課	関連事務事業		これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部 方針 (事業) の判断
	②子ども の養育が 困難な家 庭の支援	6 (再掲) 子ども支援ネットワークによる 児 童虐待の未然防止・早期発見	継続	-50-12	7 3342	•	第3次(現行) 子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関などの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。ま	第4次 子ども支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を活用し、 幼稚園や保育園、児童館、学童保育所、小・中学校、医療機関な どの関係機関のほか、民生委員・児童委員や保護司など、地域 において活動している方々と連携して情報の共有に努めます。 た、家庭訪問などの見守りを通して、児童虐待の防止や早期発 見・早期対応などに取り組みます。		第3次(現行) ・子ども家庭総合相談事業	第4次 ・子ども家庭総合相談事業		継続
		79 (再掲) 子育でサークル等による仲間づくりの促進	継続		•		て、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、 既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、既存の子育てサークル等への情報提供、サークル間の交流を進めることにより、子育てサークル活動が地域の子育て支援活動に発展するよう支援します。	援センター、	・子育て支援啓発事業・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業)・児童館民間運営事業	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援啓発事業) ・児童館民間運営事業		継続
		131 子育ての不安を和らげる講座や交流会の 開催	継続		•		ノーバディーズ・パーフェクト講座をはじめ、保護者の育児不安や ストレスを軽減するための家庭教育講座を開催します。また、多 胎児や発達が気になる子どもの保護者、ひとり親家庭などを対象 にしたおしゃべり会を定期的に開催し、親同士の交流や情報共有 を進め、子育ての不安を和らげます。	座を開催します。また、多胎児や発達が気になる子どもの保護	援センター、	・子育て支援啓発事業・子ども未来センター管理運営事務(子育て支援啓発事業)・成人対象事業	・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援啓発事業) ・成人対象事業		継続
		132 支援が必要な家庭の早期把握と関連課等 の連携	継続			•	会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関	乳幼児健診や小・中学校入学など、子どもや保護者と接する機会を活用し、支援が必要な家庭の早期把握に努めるとともに、関連課や関係機関が情報を共有し連携することにより、見守りや必要な支援につなげます。	援センター、健康推進理	・子ども家庭総合相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・保健師地区活動 ・保健影響 ・就学児健診事業 ・就学相談 ・教育相談	·子ども家庭総合相談事業 -乳幼児健康診査事業 -1歳のか月児健康診査事業 -3歳児健康診査事業 -乳幼児健康診査事業 -乳幼児健康診査事業 -保健師地区活動 -教育相談 -規定保健衛生		継続
		133 所在が確認できない子どもへの対応	継続			•	の就学が確認できず、訪問によっても所在が確認できない子ども について、子ども支援ネットワークを活用し、東京入国管理局に	住民登録があるにもかかわらず、乳幼児健診の受診や学校等への就学等が確認できず、訪問によっても所在が確認できない子どもについて、子ども支援ネットワークの活用や、東京出入国在留管理局に出入国を確認するほか、他の区市町村や児童相談所等とも情報を共有し、所在の確認に努めます。	援センター、	・ひとり親家庭等見守り支援事業 ・子ども家庭総合相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・乳幼児健康診査事業 ・保健師地区活動 ・学校運営支援事務	・ひとり親家庭等見守り支援事業 ・子とも家庭総合相談事業 ・乳幼児健康診査事業 ・乳児・健康診査事業 ・1歳6か月児健康診査事業 ・3歳児健康診査事業 ・保健師と活動 ・学校運営支援事務		継続
		134 養育支援訪問による支援	継続			•	庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に	さまざまな要因により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師等が訪問し、専門的相談支援を行うとともに、必要に応じ、養育支援計画を作成し、育児・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	援センター	•養育支援訪問事業	- 養育支援訪問事業		継続
		135 子どもショートステイ事業による保護者 の負担軽減	継続			•	どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子ども	入院や仕事、育児疲れなどの理由により、保護者が一時的に子 どもを養育できない場合、児童養護施設において一時的に子ども を預かり、宿泊や食事を提供することによって、子育てによる保 護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	子ども家庭支 援センター	・子どもショートステイ事業	・子どもショートスティ事業		継続
		136 養育家庭や児童養護施設等の支援	継続			•	する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホームの現状を市 民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相	さまざまな理由により、家庭で暮らすことができない子どもを養育する養育家庭(里親)や児童養護施設、フレンドホームの現状を市民に周知するため、東京都による交流・情報交換の場づくりや相談・支援体制の整備、養育家庭の募集を支援します。	援センター	・子ども家庭総合相談事業	・子ども家庭総合相談事業		継続
		137 経済的に困窮している家庭の子どもに対 する支援 の検討	継続		•	•		経済的に困窮している家庭の子どもに対し、生活支援や学習支援、居場所づくりなど、地域と連携して進めます。 効果的な支援のあり方について検討します。	子ども家庭支援センター、	・生活保護費・自立促進事業 ・生活因窮者自立支援事業 ・子ども家庭総合相談事業 ・子ど・若者自立支援ネットワーク事業 ・教育事業事務(スクールソーシャルワー カー活用事業)	 生活保護費・自立促進事業 生活困窮者自立支援事業 子ども家庭総合相談事業 子ども・若者自立支援ネットワーク事業 ・地域福祉推進事業 		継続
		関係は配慮での再想 にはなじまないが主張 138 乳幼児の保育料等の負担軽減	充実			•	おける保育料の負担を軽減します。また、家庭の所得の状況等に関する基準を設け、保護者が幼児教育・保育施設等に支払う	各家庭の所得などに応じ、幼児教育・保育施設や学童保育所に おける保育料の負担を軽減します。多子世帯については、都の 補助を活用し更なる負担軽減を図ります。また、給食費につい て、家庭の所得の状況等に関する基準により一部免除や補足給 付による支援を行います。		・学童保育所管理運営・私立幼稚園園児補助金交付事務・幼稚園就園奨励費・入所及び保育料徴収事務(徴収事務)・認証保育所等利用者負担軽減補助事業	·学童保育所管理運営 ·私立幼稚園園児補助金交付事務 ·入所及び保育料徴収事務(徴収事務) ·認証保育所等利用者負担軽減補助事業 ·施設型給付事務 ·実費徴収に係る補足給付事務		充実
		139 児童・生徒の教育費の負担軽減	継続			•	学外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議	各家庭の所得などに応じ、小・中学生がいる世帯に、学用品費や 学外活動費、学校給食費等を援助します。また、社会福祉協議 会などが行っている教育に関する貸付制度の情報を提供しま す。		·生活保護費·健全育成事業 ·小学校就学援助 ·小学校教育費父母負担軽減補助金 ·中学校就学援助 ·中学校教育費父母負担軽減補助金	·生活保護費·健全育成事業 ·小学校就学援助 ·小学校教育費父母負担軽減補助金 ·中学校就学援助 ·中学校教育費父母負担軽減補助金		継続
		90 (再掲)出産費用の助成	継続			•		国民健康保険の加入者が出産した際に、出産育児一時金の支 給や出産費用の貸付を行います。また、経済的な理由で入院助 産を受けられない妊婦に対し、児童福祉法による指定を受けた 病院・助産所における出産費用を助成します。		·入院助産支援事業 ·保険付加給付事業(出産育児一時金)	·入院助産支援事業 ·保険付加給付事業(出産育児一時金)		継続
		140 帰国又は外国人の児童・生徒に対する就学支援	充実			•	い子どもたちのために、通訳協力員を配置し、授業の通訳や学	帰国や外国人の児童・生徒のうち、日本語の理解が十分ではない子どもたちのために、通訳協力員を配置し、授業の通訳や学校・家庭間の連絡書類の翻訳等を行うとともに、関係機関と連携してさらなる学習支援を検討します。また、外国人学校に通学する外国籍の子どもの保護者を対象に、授業料等の補助金を交付します。	指導課、協働 推進課	·教育事業事務(教育支援事業) ·外国人学校就学児補助事業	·教育事業事務(教育支援事業) ·外国人学校就学児補助事業	就学支援だけでなく交流できる場、悩みを口に出せる場をつくる、合わせて 学習支援にもつなげる	

目標 項目	取組の方 向性	取組み項目	方針	子ど体と なめを 目組	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	受がて 対した を関した を関する に関する にの ののである。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	取組	内容	担当課	関連事	· 務事業	これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部 方針 (事業) の判断
- D- III							第3次(現行)	第4次	B / T# 4T	第3次(現行)	第4次		4
程目標 (1)協 地域 働による ららゆ 事業の推 成員 携・	ク・ライ	92 子育てしやすい職場環境づくりの促進	継続			•	進、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの多様な就労	市内の企業に対し、育児や介護のための休暇・休業の取得促進、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務などの多様な就労 形態の導入を働きかけます。また、子育で等と仕事の両立に取り 組む企業を顕彰します。	課、産業観光	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ パランス推進事業所認定事業) ・労働関連事務	・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ パランス推進事業所認定事業) ・労働関連事務		継続
して を推 ます		①ワーク・ライフ・パランスの推進 取組項目92・93・9 施策目標5〈子育て〉と仕事の両立を支援しますへ移						一人ひとりが意欲を持って働きながら、豊かさを実感して暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた啓発に努めます。また、男女がともに協力し、家庭における役割を担い合うよう、男女平等参画の啓発に努めます。		・男女平等参画推進事業(ワーク・ライフ・ バランス推進事業所認定事業ほか)	・男女平等参画推進事業(ワーケ・ライフ・ パランス推進事業所認定事業ほか)		継続
	②子・支め育育の人	94 父親の育児参加の推進	雜続				の場を提供するとともに、父親向けの子育て支援情報を発信しま		課、子ども家庭支援セン 原本機事機	等フォーラムほか)	・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・子育て支援を第事業 ・母子保健指導事業(パパママ学級) ・パパママ学級事業 ・成人対象事業		継続
		95 女性の就労・再就職支援	維続			•	所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の 就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミ	女性が子育で中においても働きやすい環境づくりのために、事業 所内保育施設などの自主的な整備を促進します。また、女性の 就業・再就職や起業を支援するため、関係機関と連携して、セミ ナーの開催や情報の提供を行い、技術の取得を支援します。	課、産業観光		・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・労働関連事務		継続
		141 地域の子育て支援者の育成	継続		•			う、情報提供や人材育成等を進めます。	課、子どもン 子援をした。 を選集、生涯と を選集を を選集を を選集を はまた。 はまた。 はまた。 はまた。 はままた。 はまた。 はまた。 はまた	(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て 支援啓発事業)	・夢育で・たちかわ子ども21ブランの推進 (事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・子ども未来センター管理運営事務(子育て 支援啓発事業) ・子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能) ・市民活動センター事業 ・成人対象事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務	る。例えばシルバー人材センターに登録されている方を子育て広坪員として	
		142 地域を担う青少年の育成活動の支援	継続		• •		将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・ リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会 による育成活動を支援します。	将来の地域を担う人材の育成として、年少リーダーからジュニア・ リーダー、青年リーダー、育成者・指導者へ導く、子ども会連合会 による育成活動を支援します。	子ども育成課	・少年団体リーダー研修事業・青少年活動奨励事業	・少年団体リーダー研修事業 ・青少年活動奨励事業		継続
		143 青少年の地域活動への参加促進	継続		• •		やすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高	地域行事やボランティア活動などに、高校生や大学生が参画し やすい環境づくりを進めます。また、地域と連携して、中学生・高 校生によるジュニア・リーダー団体の自主連営を支援するととも に、地域において活躍できる機会の拡充に努めます。	課、生涯学習	・青少年活動奨励事業・子ども対象事業	・青少年活動奨励事業 ・子ども対象事業		継続
		79 <mark>(再掲)</mark> 子育でサークル等による仲間づ くりの促進	継続		•		て、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、 既存の子育てサークル等の紹介や情報提供、サークル間の交流	子育てサークルの活動支援や児童館の親子サークル事業を通じて、親子のふれあいや親同士の仲間づくりを促進します。また、 既存の子育てサークル等への情報提供、サークル間の交流を進めることにより、子育てサークル活動が地域の子育て支援活動に発展するよう支援します。	援センター.	・子ども未来センター管理運営事務(子育	·子育て支援啓発事業 ·子ども未来センター管理運営事務(子育 て支援啓募事業) ·児童館民間運営事業		継続
	③根子子援ネワく 地域しちて動トク した・支と づ	144 ウドラ夢たち基金との連携	新規		•			市内の子どもたちの夢をかたちにする事業等に、連携して取り組みます。	子育て推進課	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)	・夢育で・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連)		新規
		3様な事業主体の連携による子育ち・子 育て支援	継続		•		を支えるという意識を高めます。また、企業や大学等の民間組	織、地域の市民と連携し、地域の特性を生かした居場所づくりなど、子育て支援の充実に努めます。	課庭タ等業観性 とでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平等フォーラムほか) ・商店街活性化モデル事業 ・市民活動センター事業	・夢育で、たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連) ・子育で支援啓発事業 ・男女平等参画推進事業(たちかわ男女平 等フォーラムほか) ・商店街活性化モデル事業 ・市民活動センター事業 ・子ども未来センター管理運営事務(市民 活動機能) ・地域福祉推進事業		継続
		54 (再掲)地域ボランティアの活用	継続		•	•	ら学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指	学校において地域の教育力を生かすため、保護者や地域の中から学校支援ボランティアを募り、生活や学習の支援、部活動の指導、環境整備、登下校時の見守りなどにおける活用を進めます。また、ボランティアの育成・登録や学校との調整など、活用のしくみづくりを進めるとともに、地域放課後児童クラブと学校との連携を強化します。	学習推進セン	・地域ボランティア等活用 ・教育事業事務(中学校部活動支援事業、 教育支援事業) ・学校支援ボランティア事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務	・地域ボランティア等活用 ・教育事業事務(中学校部活動支援事業、 教育支援事業) ・学校支援ボランティア事業 ・生涯学習市民リーダー登録制度事務		継続
		55 (再掲) 大学と連携した学校支援	継続		•		学校において、大学生の活力と行動力を生かすため、近隣の大学と連携した学生インターンシップ事業を拡充するとともに、学生ボランティアによる学習支援や心理学・教育学専攻の大学院生による相談支援を実施します。		指導課	・教育事業事務(教育支援事業) ・ハートフルフレンド	·教育事業事務(教育支援事業)		継続
		子育ち・子育て支援団体の活動情報の収 集と発信	継続		•		子育ち・子育でに関わるグループや団体の活動情報を収集し、既存団体や活動に参加したい市民等に提供します。また、ウェブサイトなどによる団体間の情報の流通や発信のための基盤の整備を支援します。		課、子ども家庭支援セン	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・社会教育団体登録制度事務	・夢育て・たちかわ子ども21プランの推進 (事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・社会教育団体登録制度事務		継続

		取組の特色									(参考)			
施策目標	項目	取組の方 向性 取組み項目 方針 マンド では おいま おいま は おいま は おいま は ない で は ない で は ない で は ない こと ない のる こと を 目指す 取組 と を 目指す 取組 す 取組 す 取組 す 取組			取組内容			関連事務事業		これまでに夢たち会議で頂いた意見	担当部署 方針 (事業ごと の判断)			
								第3次(現行)	第4次		第3次(現行)	第4次		
		147 子育ち・子育て支援団体のネットワーク 化に向けた支援	継続			•		子育ち・子育でに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。	子育ち・子育でに関わるグループや団体が交流する機会を設け、活動のネットワーク化を支援し、団体間の支援・連携、経験やノウハウの共有・活用を進めます。	庭支援セン ター、協働推 推理	(事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・子ども未来センター管理運営事務(市民活	・夢育で・たちかわ子ども21ブランの推進 (事業実施関連) ・子育て支援啓発事業 ・市民活動センター事業 ・子ども未来センター管理運営事務(市民活動機能)		継続